

平成 30 年度 住宅市場整備推進等事業

住宅建築技術国際展開支援事業
(うち技術建築制度構築に資する技術の提供、一般に対する技術情報の提供)
を行う事業者の募集についての公示

平成 30 年 5 月 31 日

国土交通省住宅局長 伊藤 明子

平成 30 年度住宅市場整備推進等事業のうち住宅建築技術国際展開支援事業(うち技術建築制度構築に資する技術の提供、一般に対する技術情報の提供)を行う補助事業者の募集について公示する。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅建築技術国際展開支援事業

(うち技術建築制度構築に資する技術の提供、一般に対する技術情報の提供)

(2) 事業目的

我が国の優れた住宅建築制度・基準、産業、技術を新興国等において展開・普及することにより、対象国の住宅建築水準の向上及び両国関係の強化を図るとともに、我が国の住宅建築産業の継続的成長に繋げることを目的とする。

我が国の技術の海外への展開に向けた体制作りや技術者、労働者の育成、現地で容易に技術や品質を理解できる技術情報の提供を行う必要がある。

(3) 事業内容

住宅建築分野の産業の海外展開の推進の観点から必要となる、外国政府から我が国への要請等に基づく取組で、次のいずれかに関するものであること。

(対象国例：インド、インドネシア、トルコ、ミャンマー等)

- a. 技術建築制度構築に資する技術の提供（施工・管理のための人材育成）
- b. 一般に対する技術情報の提供（プロジェクトに付随して提供することが技術の普及に効果的なもの）

※ 対象国は相手国の要請が必要となるため、例示以外の国に対する技術提供又はプロジェクト提案をする場合には、事前に当方に確認すること。

※ 成果については、日本の住宅建築分野の企業等に広く共有すること。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、以下を予定している。

平成 30 年 7 月上旬 ～ 平成 31 年 3 月 15 日

2. 公募期間

平成 30 年 5 月 31 日(金)16 時 00 分～平成 30 年 6 月 22 日(金)18 時 00 分

(必着)

3. 公募対象事業者の要件

次の 1)～5)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 3) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制を有していること。
- 4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 5) 以下に掲げる要件のいずれかに適合する者であること。
 - a. 複数の者によって構成される協議会
 - b. 契約に基づき複数で共同して調査を実施する者

4. 補助金の額

当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内の額とする。なお、1 事業あたりの補助対象となる経費は、原則として 2,000 万円までとする。

5. 提案の手続き等

(1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

(イ) 説明書の交付期間

平成 30 年 5 月 31 日(木)16 時 00 分～平成 30 年 6 月 19 日(火)18 時 00 分

(ロ) 説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め下記(ニ)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX 又は電子メールにより交付。

(ハ) 提案書の提出期限

平成 30 年 6 月 22 日(金)18 時 00 分まで (必着)

(ニ) 提案書の提出先

国土交通省住宅局総務課 国際室 小坂、杉田

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話 03-5253-8111(内線39-177、39-174) FAX 03-5253-1630

電子メール sugita-t22m@mlit.go.jp

(ホ) 提案書の提出方法

持参又は郵送の場合は、上記(ハ)の期限までに3部を提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着) 電子メールの場合は、上記(ハ)の期限までに電子ファイルを提出し、後日、押印文書を1部郵送すること。

(2) 担当部局

国土交通省住宅局総務課 国際室

電話 03-5253-8111(代) (内線 39-177、39-174)

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法(郵送、電子メール等)により、上記担当あてに行うこと。(来訪等による問い合わせには対応しない。)

6. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目(事業の目的・必要性・事業内容・事業効果・実施体制)の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)(ニ)に同じ。
- (3) 応募書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。